

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 速水 進治 様 〒141-0031 日本国 東京都品川区西五反田7丁目9番2号 KDX五 反田ビル9階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 MC-71380W0	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">10.02.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/045844	国際出願日 (日.月.年) 22.11.2019	優先日 (日.月.年) 27.11.2018
国際特許分類 ( I P C ) C08F 277/00(2006.01)i; C08F 279/00(2006.01)i; C08J 5/24(2006.01)i; B32B 15/08(2006.01)i; B32B 15/085(2006.01)i FI: C08F279/00; C08F277/00; C08J5/24 CES; B32B15/08 J; B32B15/085 Z		
出願人 (氏名又は名称) 三井化学株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 31.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 佐藤 のぞみ 4J 4513 電話番号 03-3581-1101 内線 3457
--	-------------------------	--

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2016-17089 A (三井化学株式会社) 01.02.2016(2016-02-01)

特許請求の範囲、[0008]、[0068]–[0082]、[0102]、[0120]、実施例

文献2 : WO 2018/111337 A1 (NOVOSSET, LLC) 21.06.2018(2018-06-21)

請求の範囲、[0005]、[0078]–[0087]、[0496]、[0505]–[0507]、[0509]–[0511]

(1) 請求項1–7、10–15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2により、進歩性を有しない。

文献1には、側鎖部分に架橋性二重結合を有する環状オレフィン(共)重合体(P)と、極性ポリマー(Q)と、該環状オレフィン(共)重合体(P)と該極性ポリマー(Q)とを相溶化させる相溶化剤(R)とを含有してなる硬化性樹脂組成物、硬化物、フィルム、積層体、多層回路基板、電子機器、プリプレグが記載され、該環状オレフィン(共)重合体(P)が、(a)一般式(I)で表される1種以上のオレフィン由来の繰り返し単位、(b)一般式(II)で表される繰り返し単位、一般式(III)で表される繰り返し単位および一般式(IV)で表される繰り返し単位からなる群から選ばれる少なくとも1種の繰り返し単位、並びに、(c)一般式(V)で表される繰り返し単位、一般式(VI)で表される繰り返し単位および一般式(VII)で表される繰り返し単位からなる群から選ばれる少なくとも1種の繰り返し単位を含有すること、該繰り返し単位(b)が、テトラシクロ[4.4.0.1<sup>2,5</sup>.1<sup>7,10</sup>]-3-ドデセンに由来する繰り返し単位であること、該繰り返し単位(c)が、5-ビニル-2-ノルボルネンに由来する繰り返し単位であること、該繰り返し単位(c)の割合が、好ましくは1モル%以上50モル%以下、さらに好ましくは5モル%以上40モル%以下であること、該相溶化剤(R)が、変性ポリオレフィンや、分子内に極性基と重合反応に寄与することのできる不飽和炭素結合を備えた化合物であり、その含有量が、該環状オレフィン共重合体(P)を100質量部としたとき、1質量部以上10質量部以下であること、該硬化性樹脂組成物は、溶媒と混合することによりワニスとすることができ、その溶媒として好ましく用いられるものは、例えば、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、シクロヘキサノン、シクロヘキサン、トルエン、m-キシレン、p-キシレン、混合キシレン等であり、これらは単独で、または2種以上を混合して用いてもよいこと、該硬化物は、誘電特性、耐熱性だけでなく、機械的特性などにも優れるので、高周波回路基板、該高周波回路基板の絶縁層を形成するために用いられるフィルムやシート、プリプレグ、積層体などに好適に用いることができることが記載されている。

文献1に記載された環状オレフィン(共)重合体(P)、相溶化剤(R)は、それぞれ、本願発明における環状オレフィン系共重合体(m)、相溶化剤(C)に相当する。

本願発明では、マレイミド化合物(1)を必須成分とするのに対し、文献1に記載された発明では、該マレイミド化合物を用いる旨記載されていない点で相違する。

以下、検討する。

たとえば文献2に記載されるように、今後利用が期待される5Gテクノロジー材料には、従来のデバイスに使用されている複合材料に要する熱的、物理的、機械的性質を保持しながらも、シグナルインテグリティ(たとえば、極めて低い誘電損)及び小さな回路サイズ(たとえば、低誘電率)を維持することが求められているところ、環状オレフィン系樹脂にビスマレイミドを混合したキットとし、これらが反応生成物を形成するようにした材料とすることで、かかる要求を満足し得

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

るものであるから、文献1に記載された硬化性樹脂組成物において、誘電特性、耐熱性、機械的特性など、高周波回路基板用途に要する物性のさらなる向上のため、文献2に記載された技術を適用し、所定量のビスマレイミドを混合してみることは、当業者が容易になし得ることである。

また、本願発明が奏する、高周波領域での誘電特性、耐熱性、機械的特性に優れた架橋体が得られるという効果は、上述のとおり、文献1、2に記載された発明に比して格別のものとは認められない。

(2) 請求項8、9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2により、進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において、好ましい溶媒として記載されたものの中から、適宜選択して併用してみることは、当業者が容易になし得ることである。

また、本願発明が該併用により奏する効果は、格別のものとは認められない(本願明細書中、特に[表1]参照。)